

新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

令和2年7月

国頭村

目 次

1	目 的	1
2	適用期間	1
3	一人ひとりができる新型コロナウイルス感染症対策	2
4	3つの密（密閉・密集・密接）の回避	3
5	村有林への立ち入り	4
6	段階別でみる公共施設等の利用制限、村主催イベント等	5～6
7	各集落主催のイベント等	7
8	自然災害等で避難所における感染予防への対応	8～9
9	福祉等関連施設ガイドライン	10
10	村立学校ガイドライン	11～13
11	各種ガイドライン（参照資料）	14
12	別添資料	

新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

○目的

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症を踏まえた、村民に対して感染症予防を持続的に行うための「新しい生活様式」の徹底により一人一人が対策を行うことを促し、自己のみならず他人への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを目的とする。

≪適用期間≫

県内の新型コロナウイルス感染の広がりや、新型コロナウイルスに関する国・県の指針等を踏まえ、段階的に、本村ガイドラインの見直しを行うものとする。

※現段階で、国頭村内に感染者がいなくても当分の間、基本的な感染予防の実施、不要不急の外出の自粛等も含め、当該ガイドラインを適用する。

※なお、各種大会ガイドライン及び各施設等ガイドラインに準じる。（別添資料）

一人ひとりができる新型コロナウイルス感染症対策

感染症経路の中心は飛沫感染及び接触感染です。

- ① 人と人との距離をとること。(1m~2m)
- ② 外出時はマスクを着用する、家の中でも咳エチケットを心掛ける。
- ③ 家やオフィスの換気を十分にする。
- ④ 自己の健康管理をしっかりする等で、自己のみならず、他人への感染を回避するとともに、他人に感染させないよう徹底する。
- ⑤ 閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳や発熱がない無症状の者から感染の可能性も指摘されている。
- ⑥ 家やオフィス、公共施設等での消毒等の徹底

3つの密（密閉・密集・密接）の回避

「3つの密」を避けることが重要

- 1 密閉空間（換気の悪い密閉した場所）
 - 2 密集場所（多くの人々が密集している）
 - 3 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）
- ▶という3つの条件のある場では、感染症を拡大させるリスクが高いと考えられる。

村有林地への立ち入り

観光など利用が確認されている村有林地への立ち入りに対する対策（登山道等を含む。）自然の中では自己責任での行動を原則とするが、事前の健康確認や消毒液などの備品を含めた装備徹底に加え、感染予防の基本である「身体的距離の確保（最低1 m）」、「マスクの着用（熱中症防止など体調管理を最優先とし、屋外の活動では必須ではない）」、「手洗い・消毒の実行」を励行できるように、村有林地の入り口付近に啓発物等を設置する。必要に応じて、道幅の狭い個所で横に広がった通行・利用の回避や、利用後に体調不良者又は感染者が確認された場合の所有者への連絡依頼についても追記する。

段階別でみる公共施設等の利用制限、村主催イベント等 (屋内、屋外)

県内及び北部圏内、国頭村内で感染者が出た場合、施設利用と村主催のイベント等に関して段階ごとに制限事項を設ける。

段階 1 … 沖縄県内に新たな感染者が直近1週間合計14人以下の場合（状況で判断）

段階 2 … 沖縄県内に新たな感染者が直近1週間合計37人以下で、感染拡大傾向がみられたとき（中止又は延期）（公共施設休止）

段階 3 … 国頭村内に新たな感染者が、1人でも確認されたとき。

（中止又は延期）（公共施設休止）

※個人情報取扱注意

※県の示す警戒レベル：人口10万人あたり週間感染者数が2.5人、沖縄県の場合は37人となった日

村主催のイベント等 (村主催の会議、セミナー、講演会等含む。)

※当面の開催可否判断の目安（沖縄県ガイドライン参照） ※改正で変わる場合があります。

- ① 屋内イベント：100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること。
屋外イベント：200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保すること
(できるだけ1m～2m)
- ② 屋外でも密集、密接には要注意、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うこと、激しい呼気や大きな声を伴う運動は避けましょう。
- ③ 新型コロナウイルスの感染症の傾向から高齢者や基礎疾患をお持ちの方が感染した場合に症状の重篤化が見られることから、福祉等に関するイベント等はなるべく延期又は中止する。
- ④ 各種競技大会の開催運営については、村体育協会及び各種競技大会ガイドラインに従う。（例えば、開催する場合、開会式、表彰式、閉会式は行わない。）

各集落主催のイベント等（各区まつり、豊年祭等）

- 1 基本的に村主催のイベント等に対するガイドラインに準じる。
- 2 区主催のイベント等を実施する場合
自宅で健康チェックの実施（①～④の該当者は自粛）
 - ①発熱の症状がある方（体温37.5度以上）
 - ②風邪の症状がある方
 - ③過去14日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方
 - ④感染拡大している地域に訪問歴が14日以内にある方
- 3 人と人との距離を十分に確保する（1m～2m）

自然災害等で避難所における感染症予防への対応

まずは、「一人ひとりが自らの命を守る」ことが優先

1 避難所滞在スペースの確保

- ①テープによる区画表示（1区画3m×3m）一区画間の距離1m以上
- ②パーテーション（段ボール等）・プライバシー確保「人と人の距離1m以上」
- ③テント区画（番号整理含む）及び距離1m以上
- ④集合スペース（避難者スペース・障がい者、高齢者スペース）
- ⑤専用スペース（濃厚接触ゾーン、発熱者ゾーン、要配慮者ゾーン、妊産婦ゾーン）

2 避難所での対応

- ①体温チェック
- ②消毒の徹底
- ③3密回避
- ④換気等

3 避難所の確保

災害時の各ハザードマップにある避難所にかかわらず必要に応じ安全な場所を確保

※全世帯に配布されている（国頭村「もしもの時の備えに！」防災マップの再確認）

避難所における衛生環境対策として必要なもの
避難施設の状況や災害の状況等で異なります。

- マスク
- アルコール手指消毒液
- 体温計
- 非接触型体温計
- 除菌用アルコールティッシュ
- タオル（使い捨て）
- 新聞紙（吐物処理用）
- ハンドソープ
- 清掃用家庭洗剤
- 次亜塩素酸水（床や物品消毒）
- フェイスシールド
- カップ
- 使い捨て手袋（ビニール手袋可）
- ラップ
- ポリ袋
- レジ袋
- ジップロック袋
- ゴミ袋
- バケツ
- スプレー容器
- 簡易トイレ（凝固剤式）
- パーテーション等

※あくまでも参考です、実情に応じた対策を！

福祉等関連施設ガイドライン

- 1 新型コロナウイルスの感染症の傾向から高齢者や基礎疾患をお持ちの方が感染した場合に症状の重篤化が見られることから、新型コロナウイルス感染症等情報をいち早く入手する。
- 2 感染者が発生した場合には、保健所など関係機関へ報告し、保健所が実施する疫学調査や消毒等の感染拡大防止に関する指導等に協力。
- 3 配置医師や看護師、協力病院との連携等の対応について周知を徹底する。

村立学校ガイドライン

認定こども園及びへき地保育所、学童、スマイルキッズ等一部該当

1 子どもたちの毎日の健康管理

- ①毎朝の体調管理(健康観察簿の作成、学校(園)等欠席者・感染情報システムへの入力)
- ②登(園)校した子どもが発熱や風邪等体調不良の場合の連絡と対応については、体調不良の子どもがいた場合、速やかに保健室へ連れて行き、保護者と連絡を取り帰宅させる。(対応する職員はマスクの着用・手洗い消毒などをしっかりと行う。)
- ③マスク着用の徹底とマスクのない子や心的身体的に着用できない子どもの対応
- ④長い期間在宅したことによる子どもたちの心のケア

※長時間在宅だったため熱中症にかかる子どもがでることも想定

※消毒液は委員会で準備

2 教室での感染防止対策

- ①机の配置：およそ 1～2 mの間隔を開ける
- ②換気：授業中はクーラーをつけていても2カ所は窓を開けておく。休み時間は窓をあける。
- ③消毒：朝、掃除時間に机椅子、ドアノブ、スイッチの除菌を行う体育館やトイレなど、その他の場所も消毒が必要)

3 給食について

- ①マスク着用
- ②手洗いの徹底
- ③対面にならない座席配置
- ④余った物は、おかわりをせずに食べる前に配り終わる。

4 保健室の利用の仕方

※直接保健室に行かずに教職員にまず話をしてから一緒に行くなど、保健室が密集状態にならないような工夫

5 学校図書館

①休み時間の利用制限

②自習スペースとしての活用

6 登下校について

①スクールバスを分散して運行 → 時間は同時にバス内の間隔を開ける

②登校時間をずらすなどの工夫

③登校時の検温の徹底

7 学校行事の実施や方法の見直し（密集して長時間活動しないような工夫）

※その他の事項については、国頭村立学校における学校再開について（通知）参照

《参考資料》

- 国頭村体育協会 大会実施ガイドライン
 - 国頭村パークゴルフ協会大会運営に関する感染症拡大予防ガイドライン
 - 国頭村社会教育施設の利用に関する感染拡大予防ガイドライン
 - 国頭村立学校における学校再開について
 - 国頭村立学校における学校再開に係る部活動等の取扱いについて
 - 国頭村特産加工施設 新型コロナウイルス感染予防ガイドライン
 - 国頭村産業まつり 新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン
 - 国頭村森林公園施設 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
 - おもちゃ美術館 新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防方針
 - やんばる東海岸ブルー・ツーリズム拠点施設 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
 - 国頭浜漁港及び安波船溜まり施設 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
 - くいなエコスポレク公園施設 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン
 - 沖縄県各種関係ガイドライン
 - 新型コロナウイルス感染拡大対策の基本方針
 - 国頭村新型インフルエンザ等対策本部要綱
- ※お問い合わせ先：国頭村役場 総務課 0980-41-2101（代）詳細については、各担当課へお繋します。
- ※沖縄県HP [http：www.pref.okinawa.jp](http://www.pref.okinawa.jp) 「新型コロナ感染症について」も参考にしてください。

※別添資料

各種ガイドライン

国頭村

※各種ガイドライン等

- 国頭村体育協会 大会実施ガイドライン
- 国頭村パークゴルフ協会大会運営に関する感染症拡大予防ガイドライン
- 国頭村社会教育施設の利用に関する感染拡大予防ガイドライン
- 国頭村立学校における学校再開について
- 国頭村立学校における学校再開に係る部活動等の取扱いについて
- 国頭村特産加工施設 新型コロナウイルス感染予防ガイドライン
- 国頭村産業まつり 新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン
- 国頭村森林公園施設 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- おもちゃ美術館 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防方針
- やんばる東海岸ブルー・ツーリズム拠点施設新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- 国頭浜漁港及び安波船溜まり施設 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
- くいなエコスポレク公園施設 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

※沖縄県HP [http : www.pref.okinawa.jp](http://www.pref.okinawa.jp) 「新型コロナ感染症について」も参考にしてください。

国頭村体育協会 大会実施ガイドライン

令和2年6月9日（火）

令和2年5月20日付、「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」に基づき、村体育協会の大会実施におけるガイドラインを作成し、大会を実施する。

・大会実施は、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、原則、無観客試合とする。

・大会実施にあたり、選手の検温・体調確認・手洗い・手指消毒を行う。

手指消毒アルコールについては、各専門部で必要数を準備し、体温計については、体協事務局にて準備する。なお、当日の体温測定等により出場できない場合もあるので、選手変更については、特別に当日変更も認める。

体調確認の内容

①平熱を超える発熱

②咳（せき）、のどの痛みなどの風邪の症状

③だるさ（倦怠感（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）

④嗅覚や味覚の異常

⑤体が重く感じる、疲れやすい等

・開会式については開催せず、表彰式および閉会式については表彰される当該選手や事務局のみで行う。その際の人数は50人以下とする。

・大会当日を含めて2週間以内に、県内において新たな感染者がでた場合においては延期または中止とする。

※その他、県内の状況を踏まえ対応を検討する。

国頭村パークゴルフ協会大会運営に関する感染症拡大予防ガイドライン

令和 2 年 6 月 1 日
国頭村パークゴルフ協会

1. 受付方法

- ・人数制限を設ける(安田・鑓地ともに72名以内)※18ホール×1組(4名)
- ・受付時に、体温測定等の体調確認し、下記内容に該当する場合は大会への参加を認めない

体調確認の内容

- ①過去14日間以内(大会当日を含む)の発熱(37.5度以上)及び、せき・のどの痛みなどの風邪症状がある
- ②倦怠感や息苦しさ、嗅覚や味覚の異常がある
- ③感染拡大している地域への訪問歴が、大会当日を含む14日間以内にある

- ・待機時のマスク着用

(トイレ中のマスク着用は、熱中症になる可能性がある為、外しても構わないが他者との距離を十分に確保する1~2m)

- ・飲み物・タオル等の共用はしないこと
- ・組み合わせ表は、人数分印刷・配布
- ・スコアカードは、密集しないように記入させる。(スコアの確認は、口頭で行う)
- ・トイレ前、トイレ後には必ず手指のアルコール消毒を行う
- ・参加賞は全員分準備する(大会当日配布)

2. 開会式

- ・三密を避けるため行わない
- ・競技説明は、放送での対応

3. 大会運営

- ・ラウンズ……ショットガン方式
- ※各コースの①番ホールにアルコール消毒液の設置

大会の流れ

①体調確認 ⇒ ②受付 ⇒ ③練習(密集・密接を避けて) ⇒ ④競技スタート ⇒ ⑤アテスト記入(各組代表者がスコアを口頭で確認。アテストの記入は事務局で行う) ⇒ ⑥ラウンズ終了後各自解散 ⇒ ⑦後日、各自賞品受け取り

4. 表彰式・閉会式

- ・三密を避けるため行わない
- ・入賞者は、パークゴルフ場で賞品受け取り
- ※申込時、賞品の受け取り場所を記入
- ・成績は、安田・鑓地の両PG場に貼り出し・国頭村ホームページに掲載

5. その他

- ・事務局にて、人の接触が多い部分(自動販売機やベンチ等)の定期的な消毒(1~2時間に一回)を行う。
- ※大会日を含めて2週間以内に、県内において新たな感染者が出た場合は中止とする。
- ※大会後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、大会主催者に報告しなければならない。
- ※参加者で新型コロナウイルスの感染者が出た場合における保健所への聞き取り調査への協力。

国頭村社会教育施設の利用に関する感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月1日
国頭村教育委員会

1 はじめに

5月4日に公表された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を参考に、感染症対策として業種や施設の種別ごとにガイドラインが作成され、各機関においてはそれを基に自主的な感染防止のための取り組みを進めることが求められている。国頭村教育委員会においても各ガイドラインを基に、社会教育施設（国頭村立総合体育館・国頭村民ふれあいセンター）について、新型コロナウイルス感染症防止のための施設利用ガイドラインをまとめる。

なお、社会教育施設の利用に関しての新型コロナウイルス感染症防止のための方策については、必ずしも十分な科学的知見が集積されているわけではないため、本ガイドラインは今後の知見の集積等に基づき逐次見直すこととする。

2 施設利用の原則と各段階の位置づけおよび制限事項

本ガイドラインは、長期化が予想される新型コロナウイルス感染症予防のため、施設利用の際に常時実施すべき原則と、新型コロナウイルス感染の広がりに則した各段階について実施すべき方策についてまとめる。

① 常時実施すべき原則

- ・ 利用の見合わせを求める事項
 - 体調がよくない場合（平熱を超える発熱、風邪の症状がある等）
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・ 定期的に喚起を行う
- ・ 多くの人が密集しないようにする
- ・ 近距離での会話や大きな声を発生しないようにする
- ・ 施設利用時に手洗い、手指消毒を励行する
- ・ 施設内での飲食（個人での水分補給を除く）は禁止

② 各段階について

県内での感染者の多寡に則し、施設利用に関して段階ごとに制限事項を設ける。各段階の位置づけは以下のとおりとする。

段階1…沖縄県内に新たな感染者が発生していない状態、平時。

段階2…沖縄県内に新たな感染者が確認され、感染拡大傾向がみられたとき

段階3…国頭村内に新たな感染者が確認されたとき

③各段階の制限事項

【参考資料】

- ・「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」スポーツ庁（令和2年5月14日）
- ・「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」公益社団法人全国公民館連合会（令和2年5月14日）
- ・「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」公益社団法人日本図書館協会（令和2年5月14日）
- ・「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」公益財団法人日本スポーツ協会 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（令和2年5月14日）
- ・「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」スポーツ庁政策課学校体育室（令和2年5月21日）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」沖縄県（2020年5月20日）

段階1	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用については村外の利用、団体利用も可とする。 ・開館時には管理人は施設の消毒を行う ・ふれあいセンター図書室では対面に座ることを避けるようにする ・ふれあいセンターについてはマスクの着用を励行、総合体育館については競技者の自主性に任せる ・使用した備品等については利用者に使用後消毒を促す ・すべての施設を利用可とし、総合体育館における各種大会についても常時実施すべき原則を周知したうえで開催させる
段階2	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用については村内、個人の利用に限り団体での利用は不可とする ・開館時に管理人は施設の消毒を行い、漏れがないようチェックシートを記入する ・ふれあいセンター図書室では対面に座ることを避けるようにする ・ふれあいセンターについてはマスクの着用を徹底、総合体育館については競技者の自主性に任せる ・使用した借用備品等については、利用者が使用後消毒を行う。可能な限り管理人においても消毒を行う。図書室の返却された本に関しても管理人は消毒を行う ・総合体育館において利用者の接触が伴う競技に関しては試合形式の練習はせず個人技能を高める練習のみとするなど密を避けた練習の検討を促す ・総合体育館の多目的室（音響室）、トレーニング室は施設の構造上、常に喚起・消毒を行うことが難しいため、使用禁止とする。 ・大会等の利用は不可とする
段階3	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての施設を閉館し、施設の消毒を徹底する

国教委 278 号
令和2年5月12日

国頭村立小中学校
学 校 長 殿

国頭村教育委員会
教育長 園原 貴
【公印省略】

国頭村立学校における学校再開について (通知)

みだしのことにつきまして、「県立学校における臨時休業の取扱及び学校再開について」の依頼を受け、昨日の校長研修会にて決定しましたので、通知いたします。
つきましては、国頭村各小中学校におかれましては、職員、保護者、児童生徒に周知し、適切に対応して頂きますようお願いいたします。

記

1 学校再開日 令和2年5月21日 (木) (給食は25日 (月) から再開)

※ 状況によっては変更になることがあります。その場合は、臨時校長会を開催し決定いたします。

2 始業日及び入学式等

(1) 始業日を令和2年5月21日 (水) とする。

(2) 入学式は小学校を5月21日 (水)、中学校を5月22日 (木) に実施する。

始業式、入学式においては、集団感染のリスクを高める3つの条件が重ならないよう、感染防止対策を講じる。

3 再開にあたっての対応について

(1) 子どもたちの毎日の健康管理

① 毎朝の体調管理(健康観察簿の作成、学校等欠席者・感染情報システムへの入力)

② 登校した子どもが発熱や風邪等体調不良の場合の連絡と対応
体調不良の子どもがいた場合、速やかに保健室へ連れて行き、保護者と連絡を取り帰宅させる。(対応する職員はマスクの着用・手洗い消毒などをしっかりと行う。)

③ マスク着用の徹底とマスクのない子や心的身体的に着用できない子どもの対応

④ 長い期間在宅したことによる子どもたちの心のケア

(3) 給食について

- マスク着用 ○手洗いの徹底 ○対面にならない座席配置 ○
○余った物は、おかわりをせずに食べる前に配り終わる。

(4) 保健室の利用の仕方

直接保健室に行かずに教職員にまず話をしてから一緒に行くなど、保健室が密集状態にならないような工夫

(5) 学校図書館

- 休み時間の利用制限 ○ 自習スペースとしての活用

(6) 登下校について

- ① スクールバスを分散して運行 → 時間は同時にバス内の間隔を開ける
② 登校時間をずらすなどの工夫

(7) 学校行事の実施や方法の見直し (密集して長時間活動しないような工夫)

(8) 各教科等の年間指導計画の見直し

(9) 授業内容の工夫

- 個人探求型授業 (大きな課題を与え、教科書や資料を使って個人が探求する授業)
○ 筆談 (メモ) を使った授業

(課題の周りに思った事などを書く。ノートにつぶやきを書く。)

(10) 教科について

「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」(2文科初第 222 号 令和 2 年 5 月 1 日) を参考

※ プールの実施については当面控える (5/7 付学校保健体育科文書より)

※ マスクで体育を行う場合には児童生徒の体調管理に充分気をつける

(11) 再び休業となった場合の対応の確認

(12) 中学校は部活動の再開について検討する。

(13) 職員がマスクをしていない子どもへの適切な対応の仕方を共通確認し、コロナウイルスに対する正しい知識に則った適切な言動を心がける。

4 感染者が出た場合の対応

(1) 学校内で感染者が出た場合

- ① 保健所の対応を仰ぎ、職員への周知徹底
② 教育委員会へ連絡
③ 臨時校長会の開催と 2 週間の休業 (休校) 実施

(2) 学校内で濃厚接触者が出た場合

- ① 当該児童生徒の出席停止
② 保健所の対応を仰ぎ、職員への周知徹底
③ 教育委員会へ連絡
④ 臨時校長会の開催

(3) 地域で感染者や濃厚接触者が出た場合

- ① 教育委員会による情報収集・保健所との対応協議

② 臨時校長会の開催

- ※ 登校に関して、健康に不安がある児童生徒や登校を不安視している保護者は学校に相談し、やむを得ない場合には、出席停止等の対応をする。

6 学校再開時の児童生徒への事前指導事項

学校は再開されるが感染の可能性はまだあるので、感染しないよう、感染が広がらないよう、しっかりと対策をして、再び学校が休業にならないようみんなが努力しましょう。

- (1) 集団感染リスクを高める3つの条件（密閉・密集・密接）をさける。
- (2) 給食の前後、外から教室に入るとき、トイレに行った後、などこまめな手洗いをする。
- (3) マスクを着用する。
- (4) 咳エチケットを心がける。
- (5) 休み時間は教室を換気する。クーラーをつけている間も、2カ所は窓を開けておく。
- (6) 毎日、検温を心がける。よく食べ、よく眠る。
- (7) これまで家に長い時間いたので、登校することによって体調が悪くなる場合もある。熱中症にかかる場合もある。そんなときは無理せずに、先生に伝える。
- (8) 発熱や風邪、倦怠感等体調がすぐれない場合には、登校しない。欠席扱いにはならない。
- (9) 万が一、家族に濃厚接触者や感染者がいた場合には、登校せずに、学校へ保護者から連絡してもらう。
- (10) 世の中には、感染者や感染の不安がある人に対して、差別や偏見がある。そのようなことをして、仲間を傷つけてはいけない。(体調が悪くなった子に対して「あいっコロナじゃないのか」などという発言は絶対にしない)

7 職員について

- (1) 学校が再開されない、または分散登校を実施している学校区域から来る職員に対しては、子どもが休校で世話等が必要な場合の職員に対しても、配慮・調整する。
- (2) 職務についてはこれまでと同様の対応をする。
- (3) 自宅にて健康観察をしっかりと行い、体調不良等ある場合は上司に相談して出勤しない。
- (4) 感染拡大防止の観点から職員は体調管理を心がけ、県外、離島などへの移動については極力控える。

8 授業再開後の授業時間の確保について

- 1学期は7月31日(金)までとする
2学期は8月17日(月)からとする
8月1日から8月16日までの期間を夏季休業日
合計 12日間の授業日数確保する
- この内容については後ほど正式に通知いたします。学校におきましては、保護者・児童生徒へご連絡してあげてください。

9 お問い合わせ

長期期間在宅のため子どもたちは生活リズムや生活習慣を取り戻すのに、時間がかかることが予想されます。そのため、急激な負担にならないよう「子どもたちのゆるやかな生活習慣の向上」に取り組んでください。また、ストレスを抱えている子どもたちもいると思います。感染防止のため、学びあい、支えあいも厳しい状況です。今後、生徒指導上の問題が起きることも懸念されます。ぜひ、子どもたちをあたためたい目で見て、抱えて、学校が再開される喜び、人と再会できる喜びを味わわせてあげてください。

国頭村立小中学校
学 校 長 殿

国頭村教育委員会
教育長 園原 實
【公印省略】

国教委 319 号
令和2年5月18日

国頭村立学校における学校再開に係る部活動等の取扱いについて (通知)

みだしのことにつきまして、「県立学校における臨時休業の取扱及び学校再開について」に伴い、部活動等の再開について通知いたします。
つきましては、国頭村各小中学校におかれましては、職員、保護者、児童生徒に周知し、適切に対応して頂きますようお願いいたします。

記

- 1 国頭村立学校の部活動の取扱いについて
部活動等は、小中学校の学校再開に伴い、以下の留意事項を遵守する条件で活動を開始する。
開始期日は、留意事項の条件が満たされる状況が整った時点で、各学校で判断する。

【留意事項】

- (1) 発熱または風邪等の体調不良のある児童生徒は活動を自粛させる。
- (2) 部活動は必ず指導者及び顧問が管理・指導している状況下で行う。
- (3) 練習道具の衛生管理、部室での過ごし方、練習前後の手洗いやうがい等、感染症予防についてはできる限りのことを指導者及び顧問が責任を持って行う。
- (4) 部活動再開直後は過度な運動を避け、児童生徒の精神面・体方面に考慮した活動を行う。
- (5) 時間短縮、活動場所の分散等を考慮する。(目安 中学校1時間30分程度、小学校1時間程度)
- (6) 密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり、接触したりする運動はできるだけ行わない。
- (7) 自分の使用するタオルや着替え、水筒など、むやみに人に貸したりすることのないよう自分でしっかり管理をさせる。
- (8) マスク着用は熱中症や呼吸困難の危険性があるので、着用しなくてよい。
- (9) 部活動終了後、速やかに帰宅するように指導を徹底する。
- (10) 対外試合及び対外的な活動については、当面の間自粛する。

参考

部活動再開について

他市町村の動向

金武町 5月25日から再開

本郷町 ”

東村 6月1日から再開

名護市 5月21日から

国頭村特産加工施設 新型コロナウイルス感染予防ガイドライン

新型コロナウイルス感染症の感染を防止し、利用者の皆様の健康を守るため、下記の対策を講じます。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

区 分	主な感染予防対策
密集対策	施設利用人数は、8名以内とし、人が密集しないようにすること。
密接対策	利用者同士の距離を十分にとること。
衛生対策等	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者は、マスクを着用し、手消毒を徹底すること。 ② 利用者は、触れる場所及び使用した備品について、使用後は消毒すること。 ③ 窓を開け、換気をよくすること。
利用者の制限	<p>次の事項に当てはまる方が、施設の利用をしないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 体調不良者 ② 発熱の症状がある方（37.5度） ③ 風邪の症状のある方 ④ 過去14日以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方 ⑤身近な方に新型コロナウイルス感染症の感染者もしくは感染の可能性のある方
施設の使用中止	県内の感染拡大状況により、施設の使用を中止することがあります。
施設利用責任者の責務	施設の消毒及び利用者により上記の内容の徹底を図ってください。

国頭村産業まつり新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインについて

1.ガイドラインの決定について

国頭村産業まつりを実施するにあたり、新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインについて、「新型コロナウイルス感染症にかかる沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」及び国頭村の新型コロナウイルス感染症対策の考え方に準じて実施の有無の判断及び実施時の対策について実行委員会等で決定する。

2.ガイドラインの更新について

現段階のガイドラインでは、まつりの実施にあたって、感染症予防対策の実施が困難である。今後、県他市町村等のイベント、行事等の開催方法を確認しつつ、本まつりの感染予防対策を検討する。

国頭村森林公園施設 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

新型コロナウイルス感染症の感染を予防し利用者及び来館者の健康を守るため、各施設において次の対策を講じる。

①森林公園宿泊施設等 新型コロナウイルス感染 感染拡大予防方針

区 分	主な感染予防対策
密集対策	・ 外気を取り入れながら利用するよう呼びかけを行う。
密接対策	・ 受付窓口で密集しないよう、床に立ち位置を明示する。
衛生対策等	・ 利用者には手洗い、消毒等の呼びかけを行う。 ・ 利用者が触れる個所などの消毒や清掃を強化する。 ・ 職員はマスクを着用し対応する。また、手指の消毒、手洗い、検温等による体調管理を励行する。

【利用者へのお願い】

- ・ 利用開始時の検温にて、37.5度以上の発熱があった場合は施設を利用出来ません。
- ・ 施設利用の場合は、マスクの着用をお願いいたします。
- ・ こまめな手指の消毒や手洗いの徹底をお願いいたします。
- ・ 他の利用者とは十分な距離をとっていただきますようお願いいたします。
- ・ 身近な方に新型コロナウイルス感染症の感染者もしくは感染の可能性のある方は利用をお控えください。
- ・ 公園内施設の混雑を防止するため、やむをえず宿泊等の利用を制限する場合があります。御迷惑をお掛けしますが、御理解、御協力をお願いいたします。

②おもちゃ美術館 新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防方針

区 分	主な感染予防対策
密集対策	・ 外気を取り入れながら利用するよう呼びかけを行う。
密接対策	・ 受付窓口で密集しないよう、床に立ち位置を明示する。 ・ 館内が混雑しないよう、入館を制限する場合がある。
衛生対策等	・ 入口及び館内に、来館者用の消毒液等を設置する。また来館者には手洗い、消毒等の呼びかけを行う。 ・ 館内のドア、手すりなど、来館者が触れる個所などの消毒や清掃を強化する。 ・ 職員はマスクを着用し対応する。また、手指の消毒、手洗い、検温等による体調管理を励行する。

【利用者へのお願い】

- ・ 入館時の検温にて、37.5度以上の発熱があった場合は入館出来ません。
- ・ 来館される場合は、マスクの着用をお願いいたします。
- ・ 入館の際の手指の消毒や手洗いの徹底をお願いいたします。
- ・ 他の利用者とは十分な距離をとっていただきますようお願いいたします。
- ・ 身近な方に新型コロナウイルス感染症の感染者もしくは感染の可能性のある方は利用をお控えください。
- ・ 公園内施設の混雑を防止するため、やむをえず宿泊等の利用を制限する場合があります。御迷惑をお掛けしますが、御理解、御協力をお願いいたします。

やんばる東海岸ブルー・ツーリズム拠点施設 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

新型コロナウイルス感染の感染を予防し利用者の健康を守るため、やんばる東海岸ブルー・ツーリズム拠点施設において次の対策を講じる。

1. ツアー参加者の安全確保のために実施すること

- ・ ツアー参加時のマスク着用、咳エチケット、手指消毒

※消毒液は受付時に利用可能。

- ・ 発熱や咳、咽頭痛、頭痛などの症状がある場合はツアー参加を控えていただく。

※当日、体調不良でツアーをキャンセルされる方には参加料を返金。

- ・ ツアー実施中、スタッフ及び他グループの利用者とは一定の距離をとる。

2. 施設・設備・物品管理について

- ・ スタッフ及び利用者が手を触れる個所や物品については、適宜消毒を行う。
- ・ 利用者が着用するライフジャケットなどの物品については、ツアー終了後の消毒を徹底する。

3. ツアー中止について

- ・ 感染拡大状況によっては、各種ツアーを中止する。

4. スタッフの安全確保のために実施すること

- ・ スタッフの就業前の体温測定、手洗い、手指消毒、マスク着用の徹底。

国頭浜漁港及び安波船溜まり施設 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

新型コロナウイルス感染症の感染を予防し利用者の健康を守るため、国頭浜漁港及び安波船溜まり施設において次の対策を講じる。

1.施設利用について

- ・利用者同士が一定の距離を保つ。
- ・利用者にマスク着用の徹底などの周知を行う。（屋外は適宜）

2.施設利用の制限について

- ・漁業者及び関係者を除く一般の利用者について、新型コロナウイルス感染症沖縄県緊急事態宣言が発令された場合は施設への立ち入りを禁止する。

くいなエクスポジック公園施設

新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

(2020年7月作成)

実施期間：2020年当面の間

(1) 施設管理スタッフの基本対応

- ・出勤前に自宅にて体温測定を実施し、37.5℃以上ある場合には、自宅待機とする。
- ・手指の洗浄、消毒を徹底する。
- ・施設入口に手指消毒液を設置する。
- ・マスク（布、サージカル）を着用する。
- ・密閉空間を防ぐため、施設の入出口や窓を開放し、常時換気に努める。
- ・施設管理スタッフによる各施設のドアノブ等の消毒を適宜行う。

(2) 施設利用に関して

- ・施設利用については、電話・F a x で予約を受け付けます。
- ・会議室等の屋内施設については、入口および窓を開放し、換気を徹底する。また、施設に入る人数についても、密にならないよう必要に応じて制限する。
- ・大会やイベント等の占用利用に関しては、沖縄県のガイドライン等に基づいて実施する。
- ・シャワー室は使用中止とし、更衣室の利用に関しては、人数制限を行う。
- ・トレーニング機器などを利用した後は、利用者でトレーニングルーム内に設置している消毒液を使用して除菌をする。
- ・施設利用2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

■施設利用の際には下記の内容への協力をお願いします。

- ・運動を行う上で支障がある場合を除き、可能な限りマスクを着用する。
- ・手指洗浄および消毒対応
- ・トイレ利用後はふたを閉めて水を流す。
- ・ソーシャルディスタンスを確保する（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）。
- ・利用者同士の会話を控え、大声をあげないようにする。
- ・こまめな水分補給を行う。

■下記の内容に該当する場合は、施設の利用をご遠慮ください。

- ・風邪の症状（くしゃみや咳等）がある。
- ・体温が37.5度以上ある。
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある。
- ・咳、痰、胸部の不快感がある。
- ・味覚・嗅覚に異常を感じる。
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。
- ・その他新型コロナウイルス感染症の可能性のある症状がある。
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴又は当該在住者との濃厚接触がある。

くいなエコスポレク公園施設
 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

(2020年7月作成)

※ シャワール室は使用中止とし、更衣室の利用に関しては、人数制限を行う。

※1 会議室・本部室等については、利用者で換気を実施し、利用前後には消毒液にて除菌作業をおこなうことが利用条件です。

※2 トイレを利用する際、利用後はふたを開けて水を流すこと。ハンドドライヤー使用不可。

施設名	利用可能人数	利用条件
カハイギンスタジアム国頭	グラウンズ 通常どおり利用可能	
	ブルペン 利用可能	
	本部室・放送室 利用可能 (10名)	換気必須 ※1
	選手控え室 利用不可	
	審判控室 利用不可	
	トイレ 利用可能	※2
	更衣室 利用可能	着替え不可 荷物置きのみ
	シャワール 利用不可	
	会議室 利用不可	

施設名	利用可能人数	利用条件
カハイギンフィールド国頭	グラウンズ 通常どおり利用可能	
	屋内トレーニング コース 利用可能	
	本部室・放送室 利用可能 (20名)	換気必須 ※1
	トレーニング室 利用可能	換気必須 ※1
	トイレ 利用可能	※2
	更衣室 利用可能	着替え不可 荷物置きのみ
	シャワール 利用不可	

施設名	利用可能人数	利用条件
屋内運動場	アリーナ 通常どおり利用可能	換気必須
	会議室 利用不可	
	トイレ 利用可能	※2

施設名	利用可能人数	利用条件
ふれあい広場	グラウンズ 通常どおり利用可能	

くいなエクスポレク公園施設
新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

(2020年7月作成)

- ※ シャワー室は使用中止とし、更衣室の利用に関しては、人数制限を行う。
- ※1 会議室・本部室等については、利用者で換気を実施し、利用前後には消毒液にて除菌作業をおこなうことが利用条件です。
- ※2 トイレを利用する際、利用後はふたを閉めて水を流すこと。ハンドドライヤー使用不可。

施設名	利用可能人数	利用条件
クラブハウス	利用可能	
ロッカー室	利用可能 (換気必須) 人数制限あり (30名)	※1
トレーナー室	利用可能	換気必須 ※1
会議室	利用不可	
トイレ	利用可能	※2
シャワー	利用不可	

施設名	利用可能人数	利用条件
ウエイトトレーニングルーム	アリーナ	利用可能 (換気必須) 人数制限あり (10名)
	更衣室	利用可能
	会議室	利用不可
	トイレ	利用可能
	シャワー	利用不可

施設名	利用可能人数	利用条件
テニスコート	通常どおり利用可能	

施設名	利用可能人数	利用条件
くいながみ鏡地パークゴルフ場	通常どおり利用可能	
	パークゴルフ場	
	トイレ	※2